

令和5年度 決算報告について

1. 協会けんぽ(医療分)の令和5年度決算見込み		1ページ
2. 令和5年度宮城支部の収支決算（暫定版）		4ページ

1. 協会けんぽ(医療分)の 2023年度決算見込み

< 協会会計と国の特別会計との合算ベース >

(単位:億円)

		2022 (R4) 年度		2023 (R5) 年度	
		決算	(前年度比)	決算見込み	(前年度比)
収入	保険料収入 ＜伸び率＞	100,421	(+1,868) ＜1.9%＞	102,998	(+2,577) ＜2.6%＞
	国庫補助等	12,456	(▲7)	12,874	(+418)
	その他	217	(▲47)	233	(+16)
	計 ＜伸び率＞	113,093	(+1,813) ＜1.6%＞	116,104	(+3,011) ＜2.7%＞
支出	保険給付費 ＜伸び率＞	69,519	(+2,502) ＜3.7%＞	71,512	(+1,993) ＜2.9%＞
	〔医療給付費〕	[62,723]	(+2,125)	[64,542]	(+1,819)
	〔現金給付費〕	[6,796]	(+377)	[6,970]	(+174)
	拠出金等 ＜伸び率＞	35,867	(▲1,271) ＜▲3.4%＞	37,224	(+1,358) ＜3.8%＞
	〔前期高齢者納付金〕	[15,310]	(▲231)	[15,321]	(+11)
	〔後期高齢者支援金〕	[20,556]	(▲1,039)	[21,903]	(+1,347)
	〔退職者給付拠出金〕	[1]	(▲0)	[0]	(▲0)
	その他	3,388	(▲746)	2,705	(▲683)
	計 ＜伸び率＞	108,774	(+486) ＜0.4%＞	111,442	(+2,668) ＜2.5%＞
	単年度収支差	4,319	(+1,328)	4,662	(+343)
	準備金残高	47,414	(+4,319)	52,076	(+4,662)

保険料率	10.00%	(±0.0%)	10.00%	(±0.0%)
------	--------	---------	--------	---------

※ 2023年度末の準備金残高は保険給付費等に要する費用の5.95ヶ月分に相当
※ 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

賃金の動向

	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
平均標準報酬月額 ＜被保険者1人当たり＞	29.8 (+2.0%)	30.4 (+2.0%)

注) 年度平均の数値

医療費の動向

	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
1人当たり保険給付費 ＜加入者1人当たり＞	17.4 (+4.6%)	18.1 (+4.0%)
(再掲) 〔1人当たり医療給付費〕	[15.7] (+4.4%)	[16.3] (+4.1%)

加入者数等の動向

	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
加入者数	4,001.1 (▲0.8%)	3,956.3 (▲1.1%)
被保険者数	2,514.9 (+0.1%)	2,515.3 (+0.0%)

扶養率	0.591	0.573
-----	-------	-------

注) 年度平均の数値

収入は **11兆6,104億円**

⇒ 前年度比3,011億円の増加(+2.7%)。主な要因は、賃金の増加による保険料収入の増加。

○ 保険料収入:10兆2,998億円(前年度比 +2,577億円)

賃金(賞与含む。)の増加が主な要因

標準報酬月額伸び+2.0% ※1

※1 2022年10月に実施された以下の制度改正の影響により上振れしており、その影響を除いた実質的な伸びは2023年度+1.5%

① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、500人超から100人超に引下げ。また、5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加(協会けんぽに短時間労働者等が新たに加入 +約24万人)

② 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者にする公務員共済の短期給付の適用(協会けんぽに加入していた短時間労働者が公務員共済へ移行 ▲約94万人)

○ 国庫補助等:1兆2,874億円(前年度比 +418億円)

保険給付費等国庫補助金が約270億円増加。加えて、前年度に保険給付費等国庫補助金の交付不足が生じたことにより約120億円が追加交付。さらに、2023年度限りの出産育児一時金補助金約30億円が交付。

支出は **11兆1,442億円**

⇒ 前年度比2,668億円の増加(+2.5%)。主な要因は、「医療費(加入者1人当たり医療給付費)」の増加による保険給付費の増加、後期高齢者支援金の増加による拠出金等の増加。

○ 保険給付費:7兆1,512億円(前年度比 +1,993億円)

加入者数は減少(▲1.1%)したものの、加入者1人当たりの医療給付費が増加(+4.1%)したことが主な要因

○ 拠出金等:3兆7,224億円(前年度比 +1,358億円)

後期高齢者支援金の増加が主な要因

○ その他支出:2,705億円(前年度比 ▲683億円)

前年度に交付された国庫補助の精算等による国への返還が生じなかった※2ことが主な要因

※2 国庫補助の返還 2022年度:674億円 2023年度:0円

この結果、**2023年度の収支差**は、前年度比**343億円**増加し、**4,662億円**となった。

- 保険料収入等による収入の増加(前年度比+3,011億円)が保険給付費や後期高齢者支援金等による支出の増加(同+2,668億円)を上回ったことにより、単年度収支差は前年度比で増加(+343億円)しているが、これは前年度の国庫補助の精算等が影響(その他の支出が前年度比683億円の減など)

注) 国庫補助の精算額の増減により2023年度の収支差は前年度対比793億円プラス方向へ底上げ
(2022年度決算:674億円の支出(返還)、2023年度決算:119億円の収入(追加交付))

- 2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しているが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円(2,577+418)の増加、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円(1,993+1,358)の増加であり、支出の方が収入よりも伸びている。そのため、単年度収支差は、実質的には前年度より縮小している。

- また、協会けんぽの今後の財政については、以下の理由により楽観を許さない状況。

・ 団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること

(後期高齢者支援金の見通し) 第125回運営委員会(2023年9月20日開催)資料1の推計値を使用(75歳以上一人当たり医療給付費の伸び:+0.2%、賃金上昇率1.4%)
2023年度:2兆1,900億円 → 2024年度:2兆3,300億円 → 2025年度:2兆5,300億円
2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込み:約1.2兆円
2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込み:約2.3兆円

・ 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること

(保険給付費の見通し) 第125回運営委員会(2023年9月20日開催)資料1の推計値を使用(75歳未満一人当たり医療給付費の伸び:+3.1%、賃金上昇率1.4%)
2024年度:約70,700億円
2029年度:約78,200億円 2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込み:約2.2兆円
2033年度:約85,700億円 2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込み:約7.0兆円

- 2023年度末の準備金残高は5兆2,076億円(保険給付費等に要する費用の5.95ヵ月分相当)

これは、協会けんぽの年間の財政規模約11兆円(約9,000億円/月)の半年分に満たない額である。協会けんぽの今後の財政については、高齢化や医療の高度化等による保険給付費・拠出金の増加が見込まれるなど楽観を許さない状況であり、中長期的な財政見通しを踏まえると、現在の準備金残高は必ずしも十分な水準とは言えない。

2. 令和5年度宮城支部の収支決算（暫定版）

（百万円）

	収 入						支 出																収支差			
	保険料収入		その他収入				医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）								現金給付費等（国庫補助等を除く）	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	業務経費（国庫補助を除く）	一般管理費（国庫負担を除く）	その他支出	令和3年度の収支差の精算	令和3年度のインセンティブ		全国平均	地域差分		
	一般分		債権回収以外	債権回収			医療給付費（国庫補助を除く）			年齢調整額	所得調整額	加算額	減算額													
							(A) - (B)	医療給付費（A）	災害特例分（B）																	
									協会手当分（B1）					波及増分（B2）												
宮 城	170,875	170,852	383	130	253	171,257	93,118	101,558	101,558		▲2,838	▲5,602	8,557	58,010	2,850	687	796	179	▲200	172	▲372	164,000	7,258	7,699	▲442	
全 国 計	10,299,805	10,298,438	21,341	7,846	13,495	10,321,146	5,561,458	5,561,458	5,563,303	363	1,482	-	-	518,185	3,512,832	172,608	41,627	48,193	-	-	9,907	▲9,907	9,854,904	466,243	466,243	-

1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和5年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. （B1）は、健康保険法施行規則第135条の2の第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和3年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、（A）から控除するものである。
また、（B2）は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
5. 「令和3年度の収支差の精算」は、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和3年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

【医療給付費等地域差分とその保険料率換算（試算）について】

- 収支差の地域差分がマイナスになる宮城支部の場合は、令和7年度の保険料率算定の際に442百万円支出に加算し、精算される（保険料率換算で0.03%程度）。
- 令和7年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和5年度の支部の収支差（地域差分）を令和7年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、令和5年度の総報酬額の実績で除したものと異なる。